

介護保険料の納め方

保険料は通常、年金から差し引かれます。納め方は年金の種類や額によって2通りに分かります。なお、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳の誕生日の前日に属する月の分からです。

▶年金から差し引かれる人（特別徴収）

年金収入が年間18万円以上の人です。年6回の年金支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれて振り込まれます。

▶納付書で納める人（普通徴収）

4月2日以降に65歳になった人や年金収入が年間18万円未満の人等、特別徴収の対象にならない人です。

7月15日頃、8期分の納付書を一括同封して発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。

負担割合証の発送

7月中旬頃、要介護認定者に「介護保険の負担割合証」を送付します。手元に届いたら担当ケアマネージャー等に提示してください。

所得に応じて1～3割負担になります。

介護サービスの利用者の負担軽減

介護保険制度には、介護保険サービスの利用者が負担しなければならない費用を軽減する制度があります。対象者には申請の案内と申請書を送付しています。

申請後に認定証を送付しますので、担当ケアマネージャー等に提示してください。また、既に認定証を持っている人も更新申請が必要です。

▶居住（滞在）費・食費の負担軽減

次の介護サービスでの居住（滞在）費と食費を軽減します。（通所介護及び通所リハビリテーションの食費は対象外）

・対象介護サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、短期入所生活介護

・対象者

- 以下の条件を全て満たす人
- ・世帯全員が市民税非課税
- ・世帯が異なる配偶者も市民税非課税
- ・預貯金等が1千万円以下（夫婦2千万円以下）等

▶社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供する介護サービスの利用者負担額、居住（滞在・宿泊）費、食費を軽減します。

※詳細は右記までお問い合わせください。

保険料を忘れずに納めましょう

○保険料を1年以上滞納すると…

サービス費用の全額が一旦自己負担となり、その後支払った額の7～9割を市に請求し払い戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更になります。

○保険料を1年6か月以上滞納すると…

償還払いになった給付費の一部、又は全部が一時差止になります。

○保険料を2年以上滞納すると…

サービス費用の本来の利用者負担の割合が3～4割に引き上げられたり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費が受けられなくなります。

保険料の減免制度

災害などによって被害を受けたり、事業の廃止などで所得が激減したときや世帯全員の収入と蓄えが一定金額に満たないときは、減免を受けられる場合がありますので、税務課市民税係にお問い合わせください。

「みんなのあんしん介護保険」を活用してください

広報ひた5月1日号と一緒に配布した「みんなのあんしん介護保険」に、介護保険で受けられるサービスや利用方法、介護保険料の詳しい解説などをイラストや図表で分かりやすく掲載しています。

一日一日をより充実したものにするため、是非活用してください。



☎ 介護保険料、介護保険給付、サービスについて
長寿福祉課介護保険係 ☎ 8 2 6 4（市役所1階）

・納入通知書、支払方法等について
税務課市民税係 ☎ 8 3 9 6（市役所1階）

65歳以上の人の

介護保険料が決まりました

日田市の65歳以上の人（第1号被保険者）の2018年度から2020年度までの介護保険料が決まりましたので、その内容についてお知らせします。

介護保険料の基準額の決め方

65歳以上の人の介護保険料は、市の今後3年間の65歳以上の人の延べ人数（推計）と、要介護等の認定を受ける人数及び介護サービス等の利用頻度（推計）などから算出します。

介護保険料を決めるための今後3年間の推計は、学識経験者、医療・保健・福祉関係者、被保険者や行政機関の団体の代表から構成する「日田市高齢者保健福祉計画策定委員会」で協議の上、3年後の高齢者の介護に関する状況を次のとおり見込み介護保険料を算出しました。

▶3年後の高齢者の介護に関する状況

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）の人口 2万2,706人

要介護認定者数 4,360人（認定率19.20%）

介護保険施設等居住系サービスの入居者1,046人（要介護等認定者の約24%が利用）

居宅サービス等サービスの利用者2,530人（在宅で要介護等認定者の約76%が利用）

市全体に必要な介護サービス総費用（3年間）を約216億円と推計

▶基本額の算出方法

市全体に必要な介護サービス総費用
約216億円のうち、65歳以上の人の負担分

約41億円

市内65歳以上の人の延べ人数
約6.2万人

**= 保険料の基準額（年額）
66,500円**

65歳以上の人の保険料の段階設定

段階	対象者		保険料率	日田市保険料（年額）	
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		基準額×0.45	29,930円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.63	41,900円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.75	49,880円	
第4段階		世帯内に市民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.83	55,200円
第5段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	66,500円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年合計所得金額が120万円未満の人		基準額×1.20	79,800円
第7段階		本人の前年合計所得金額が120万円以上200万円未満の人		基準額×1.30	86,450円
第8段階		本人の前年合計所得金額が200万円以上300万円未満の人		基準額×1.50	99,750円
第9段階		本人の前年合計所得金額が300万円以上の人		基準額×1.75	116,380円